

伊監委公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

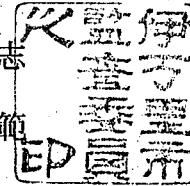
令和5年3月31日

伊万里市監査委員

井 関 勝 志

伊万里市監査委員

力 武 勝 篤



## 措置状況報告書

監査対象課	健康福祉部 長寿社会課
指摘事項	<p><b>【その他指摘事項】</b></p> <p>1 介護保険居宅介護住宅改修費の未支給について 介護保険居宅介護住宅改修費の支給において、令和元年6月に提出された住宅改修完了届が書類不備により保留したまま未支給となっているものが確認された。保留する理由は住宅改修完了届に添付される業者からの写真の不備によるとの説明であったが、3年以上の間保留としておくことは不適切な事務処理と言わざるを得ない。</p> <p>また、本件は高額介護サービス費等支払資金貸付制度を利用されているため、改修費相当の額が貸付基金から業者に直接支払われており、申請者に直接不利益を生じさせてはいないが、住宅改修費の充当がなされていないことから基金においては未償還金となっている。</p> <p>早急に対応を協議し、適正な事務処理を行われたい。</p>
講じた措置	監査委員事務局から書類不備の連絡を受け、内容を確認し、不足している書類の提出を業者に依頼しました。令和4年12月13日に書類が全て揃いましたので、支出事務処理をし、令和5年1月25日に貸付基金へ償還し、事務処理を完結しました。
今後の対応	今後の対応としましては、事前申請から完了届までの期間を管理し、工事着工後速やかに完了届を提出しなければならないことを業者に認識させることにしました。さらに、期間が経過している案件に対しては、定期的に業者へ連絡を行い、完了届の提出を促し未支給防止対策にも取り組むこととします。

## 措置状況報告書

監査対象課	健康福祉部 子育て支援課
指摘事項	<p><b>【その他指摘事項】</b></p> <p><b>1 延長保育の利用手続きについて</b></p> <p>市立保育園における延長保育の利用手続きについては、保護者からの利用申込書の提出を受け、利用の可否を決定し、承諾書又は不承諾書を保護者に通知することになっているが、可否の決定及び通知がされておらず規定と異なる事務処理がなされていた。</p> <p>このことについては、令和元年度以降の子育て支援課及び保育園の定期監査において、実務に即した規則等の改正などの措置を講じるよう毎回指導を行ってきていた。早急に対応を図られたい。</p>
講じた措置	令和5年3月に延長保育利用申込書及び承諾(不承諾)書の様式を改正した。あわせて手続きのフローチャートを作成し、手続きの漏れがないよう保育園に周知した。
今後の対応	令和5年度入園から、延長保育利用申込書及び記入例を配布し、規定通りの利用手続きとなるよう徹底する。